

平成 22 年 9 月 14 日

公明党障がい者福祉委員会

委員長 高木 美智代 様

### 重症心身障害施策について（要望）

社会福祉法人

全国重症心身障害児（者）を守る会  
会 長 北浦 雅子

日頃より格別のご配慮を賜り深く感謝申し上げます。  
障害者自立支援法の見直し等に関して、次の要望をいたしますのでよろしく  
お願い申し上げます。

- 1 重症心身障害施策については、児童から成人までを一貫して支援する体系の存続
- 2 重症心身障害児者の在宅支援について
  - ① 重症心身障害児者通園事業の法定化
  - ② 医療的ケアの出来る短期入所ベッドの確保
  - ③ 訪問看護・ヘルパー事業の充実
- 3 各種相談支援と家族（兄弟姉妹を含む）支援
- 4 所得保障の充実

公明党障がい者福祉委員会  
会長 高木 美智代 様

重症心身障害施策について(要望)

日頃より、重症心身障害施策に、格別なご配慮  
を賜り深く感謝申し上げます。

平成22年9月14日

社会福祉法人  
全国重症心身障害児(者)を守る会  
会長 北浦雅子  
03-3413-6781  
世田谷区三宿2-30-9

# 重症心身障害施策についての要望

重症心身障害児・者  
約 38,000人

重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複した人  
(医療的ケアを必要とする人たちが主である)

施設入所支援

重症心身障害児施設

## ① 児童から成人までを一貫して入所支援する施設体系の維持

- ② 医療機能(病院)を備えた福祉施設であるため、医師、看護師の確保
- ③ 超重症児(NICU退所後の支援など)の受入れ体制強化

在宅支援施策

短期入所 ــــــــ 医療的ケアが実施できる短期入所の受入れ施設の確保  
通園・通所 ــــــــ 利用者の実施要望に応えるため事業の法定化  
介護人派遣 ــــــــ 重度障害に対応できる技能力を持った人材の確保  
訪問看護 ــــــــ 訪問派遣時間を利用者の必要に見合ったものに

支援の実施主体

都道府県(指定都市): 専門的な支援確保の観点から現状維持

重症心身障害施策

# 重症児施設入所に関する制度の現状比較

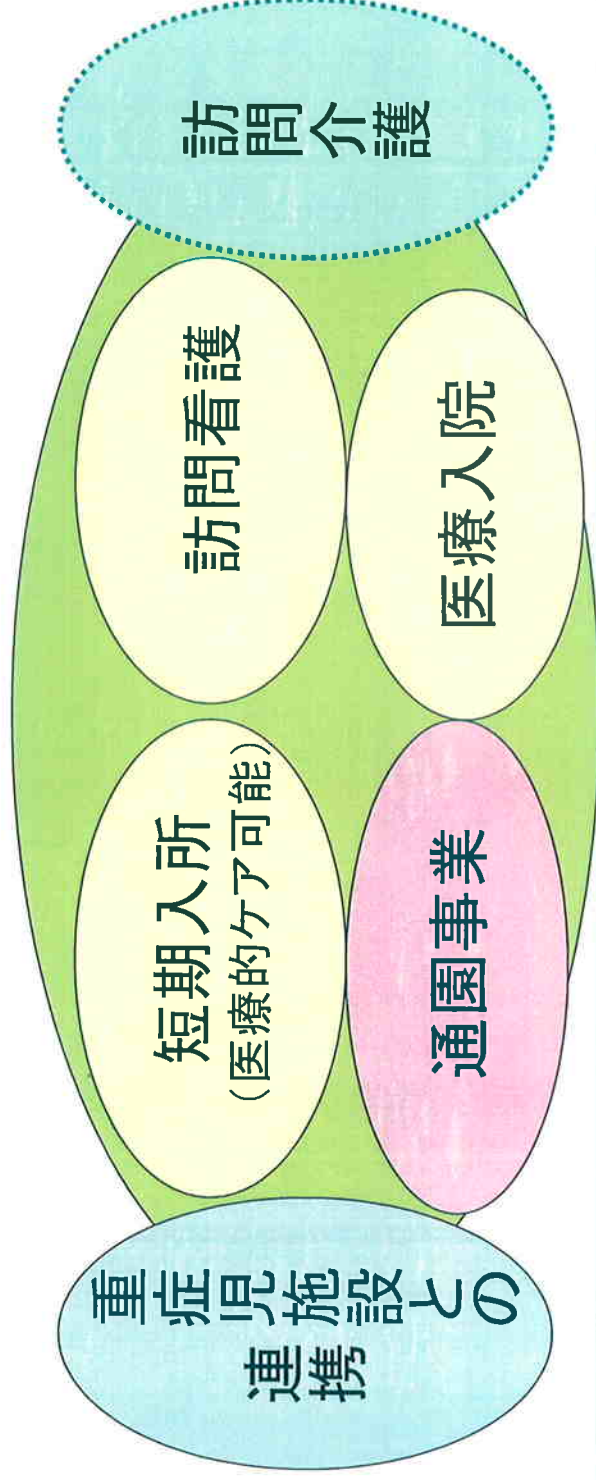
重症心身障害児・者	
18歳未満	18歳以上
<p><b>重症心身障害児施設</b> (児童福祉法)</p> <p>年齢に関係なく大島の分類で判定入所</p> <p><b>職員配置</b></p> <p>保育士・児童指導員 心理指導職員・ 理学又は作業療法士</p> <p>医療法に規定する職員</p> <p>発達支援の体制がある</p>	<p><b>療養介護事業</b> (障害者自立支援法)</p> <p>18歳以上障害程度区分の判定で5・6区分</p> <p><b>職員配置</b></p> <p>サービス管理責任者 生活支援員</p> <p>医療法に規定する職員</p> <p>発達支援の体制が無くなる</p>

※ 年齢で区分することなく、小児神経科医・保育士等が継続して関わる児者一貫の支援体制が必須である。

# 重症心身障害児・者の在宅支援

## ○ 重症心身障害児・者の在宅支援は施設支援と両立

- 1 医療的ケアができる短期入所施設の整備
- 2 通園事業の充実（法定の事業に位置付け）
- 3 訪問介護の充実（ヘルパーの質と量の確保）
- 4 訪問看護支援の充実（訪問の時間2時間以上）
- 5 緊急時医療の確保（必要なときの受け入れ病院）



# 重症心身障害児・者通園 の法定化について

現状：重症児・者通園事業

補助事業

重症心身障害児  
(18歳未満) 一体的に実施

重症心身障害者  
(18歳以上)

法定化

年齢区分なしの児者一貫体制が必要

医療型：医療機関に併設

福祉型：福祉施設に併設(看護師の配置は必須条件)

医療的ケアが必要な人たちであり、児童と者を年齢(18歳)で分離しないサービス体系が望ましい  
(社会資源の効率的運用)

## 短期入所への期待

必要な時に利用できない実態

- 利用できる施設が少ない
- 利用するにも遠距離である
- 看護師不足で受け入れを断られる

受入れ施設(医療的  
ケアのある)の整備  
拡充

- 1 重症児者が身近なところで必要に応じて利用できる条件整備  
重症児施設等での受入れベットの整備拡充  
支援単価(特に超重症児の給付)の改善  
身近な地域での受入機関(公的病院等で受入)の確保  
看護師の確保対策
- 2 重症児施設等にNICU後方支援の役割が期待されている  
退院後に短期入所利用ができるベットの整備が必要